

商用水素ステーション整備支援事業費補助金申請等手続きに関する手引き

令和7（2025）年4月1日
栃木県環境森林部環境森林政策課

補助の流れ

（１）交付申請書の提出

- ☐ 交付申請書は、以下のいずれかの方法で提出してください。
 - 1 郵 送：送付先【栃木県 環境森林部 環境森林政策課 〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20】
 - 2 持 参：窓 口【栃木県 環境森林部 環境森林政策課 環境立県戦略室】
 - 3 メール：送付先【kankyo-shinrin@pref.tochigi.lg.jp】
 - 4 FAX ：送付先【028-623-3259】
- ☐ 書類に不備がある場合は有効なものとみなしません。全ての書類が整った段階で受理します。

（２）交付決定通知書の送付

- ☐ 申請内容を審査し、補助の要件に適合した場合、交付決定通知書を送付します。
- ☐ 交付決定通知書の到達前に工事の契約・着工がなされると、県の補助金を受け取れなくなる場合があります。なお、既に経済産業省から燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業に関する交付決定を受けた上で工事着工をしている場合には、交付決定を受けた範囲内に限り、工事着工をしても県補助対象とします。
- ☐ 交付決定に1ヶ月以上かかる場合があります。

（３）実績報告書の提出

- ☐ 実績報告書を、補助事業の完了（設置工事、代金支払いの両方を終えた時点）から、30日以内又は補助事業を実施した翌年度の3月末日のいずれか早い日までに必ず行ってください。
- ※ 上記の実績報告を、補助事業を実施した年度の3月末日までに提出できない場合は、状況報告書を当該期日までに提出していただきます。

（４）補助金の交付

- ☐ 実績報告書を審査し、補助の要件に適合した場合、補助金を交付します。

【補助金申請から補助金交付の流れ】

